

令和7(2025)年度 子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2・3号申請書)

曾於市長 宛

・子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

・申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。

子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。

・新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。

・申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

・利用開始希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

申込日	令和 年 月 日	保護者氏名 (申請者)				住所 〒 曾於市
日中連絡の取れる連絡先 (電話番号)	①	— —		②	— —	
		父携帯・母携帯・その他()				
□新2号申請(①～③の全てに該当する場合) (①3歳クラス以上+②自宅で子どもを見ることができない理由がある (例:共働き)+③預かり保育の利用希望がある) □新3号申請(①～④の全てに該当する場合) (①2歳クラス(限定)+②非課税世帯(限定)+③自宅で子どもを見ることができない理由がある (例:共働き)+④預かり保育の利用希望がある)						

【利用希望児童・利用希望施設記入欄】※令和7年4月1日時点の年齢を記入して下さい。

申請 (利用希望)に 係る児童	1人目	ふりがな		生年月日		年齢	利用開始希望時期
		氏名		H R	年 月 日		□令和7年4月1日から □令和 年 月 日から
	2人目	ふりがな		生年月日		年齢	利用開始希望時期
		氏名		H R	年 月 日		□令和7年4月1日から □令和 年 月 日から
	3人目	ふりがな		生年月日		年齢	利用開始希望時期
		氏名		H R	年 月 日		□令和7年4月1日から □令和 年 月 日から
	利用希望施設名			利用するサービスの種類		□預かり保育 □認可外保育施設 □一時預かり □病児保育 □子育て援助活動	

保護者及び同居所に住んでいる人を全員(申込み児童を除く)記入してください。(事実婚含む)

就学等のため生活費の送金を行っているなど生計を一にする別居の児童がいる場合も記入してください。

税情報等の確認について同意する場合は、同意欄へ☑してください(未成年者を除く)。個人番号を利用し、税情報等を確認することがあります。

保護者 (申請者を含む)	子どもとの続柄	ふりがな・氏名・個人番号		生年月日		勤務先名／学校名	同居別居	住所 (子どもと別居の場合のみ記入)	同意欄
		※新2号申請の場合は、個人番号の記入は不要です。 ※新3号申請の場合は、市外で別居している保護者の方のみ個人番号を記入してください。							
		ふりがな		S H	年 月 日				
	保護者以外 (申込みの家族除く)同居人	氏名				同・別		□	
		個人番号							
		ふりがな		S H	年 月 日				
		氏名							
		個人番号							
		ふりがな		S H R	年 月 日				
氏名				同・別		□			
個人番号									
ふりがな		S H R	年 月 日						
保護者以外 (申込みの家族除く)同居人	氏名				同・別		□		
	個人番号								
	ふりがな								

【世帯の状況についての記入欄(該当する場合はチェック(☑)をしてください。)】※新3号申請の場合は記入してください。

[illegible]

【保育を必要とする事由記入欄(該当する事由にチェック(☑)をしてください。)】

※保護者の状況の証明となる書類の添付が必要となります。必ず添付書類の欄を御確認ください。

父の状況		母の状況	添付書類
就労 状況	☐ 就労	☐ 就労	・就労証明書 ・開業届(自営の方で、新規に事業を始めた方)
	☐ 勤務中 ☐ 就労内定 ☐ 育休中	☐ 勤務中 ☐ 就労内定 ☐ 育休中	
	(復職予定日:令和 年 月 日)	(復職予定日:令和 年 月 日)	
		☐ 出産	・保育必要事由申立書(別紙) ・各事由に必要な証明書等
☐ 育児休業		☐ 育児休業	
☐ 病気等		☐ 病気等	
☐ 看護・介護		☐ 看護・介護	
☐ 求職活動		☐ 求職活動	
☐ 就学		☐ 就学	
☐ 災害等		☐ 災害等	
☐ その他()		☐ その他()	

※注意事項

①出産

認定期間は出産予定日の2か月前から、出産後6か月の期間とします。
なお、出産後の認定期間については、実際の出産日で期間を変更します。

②育児休業

育児休業の期間が1年を超える場合でも、育児休業による認定期間は原則1年間(生まれた児童が1歳になる月の末日まで)です。

③病氣等 ④看護・介護

添付した診断書に期間が記載されている場合は、療養期間終了月までとします。
診断書に終期が記載されていない場合やそれ以外の書類を添付した場合は
認定期間は3か月となります。
手帳等で期間の定めがない場合は、年度末までとします。
介護の場合、要介護1以上が目安です。

⑤就学

必ず在学証明書を提出してください。